

# 決算期の留意点について

## I. 書類の提出

### 1. 決算関係書類の提出

毎事業年度終了後、必ず行わなければならない届出に「決算関係書類」の提出があります。通常総会終了後、2週間以内に毎年決算関係書類を所管行政庁宛に提出しなければならないことになっています。

(1) 提出について

根拠法規	中小企業等協同組合法 第105条の2 中小企業団体の組織に関する法律(組合法準用)
提出者	代表理事
提出期限	通常総会終了後2週間以内
罰則	中小企業等協同組合法 第115条第31号 20万円以下の過料 中小企業団体の組織に関する法律(組合法準用) 20万円以下の過料

(2) 提出書類

1	事業報告書
2	財産目録
3	貸借対照表
4	損益計算書
5	剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
6	監査報告書
7	前各号の書類を承認した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

※ 決算関係書類の様式は、本会ホームページ (<https://www.chuokai-yamagata.or.jp>) よりダウンロードして下さい。なお、ユーザー名及びパスワードは、本会へご確認ください。

### 2. 役員変更届

役員の変更(氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更)があったときは、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。

なお、通常総会(通常総代会)において新たな役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類への総会議事録(総代会議事録)添付により役員変更届書への添付を省略することができます。

また、役員全員が再選重任となり、役員の名、住所に変更がないときは、行政庁への役員の変更届出は不要となります。(※役員全員重任の場合でも、代表理事の登記は必要となります。)

## II. 注意点

### 1. 剰余金処分案

剰余金処分案作成にあたっては、定款に記載の通り「法定利益準備金」及び「特別積立金」を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会及び商店街振興組合にあっては「法定繰越金(教育情報繰越金)」を繰り越す処理を必ず行って下さい。この処理を適正に行っていないため「法」及び「定款」違反となり、国・県等の中小企業施策の支援、表彰等を受けられない等の事例もみられます。

決算関係書類提出時に「株主資本等変動計算書」を提出されている組合がありました。会社法では、利益処分案に代わり「株主資本等変動計算書」が計算書類の1つとされていますが、組合では作成する必要はなく、「剰余金処分案(又は損失処理案)」の作成が義務づけられています。